

■ 論文

経済連携協定と貿易取引

城 隆

- 目 次
- I はじめに
 - II わが国の経済連携協定
 - III 連携協定の効果
 - IV 貿易取引の変容
 - V 結びに代えて
- 注

▶ 要 旨

2002年にシンガポールとの間で締結された協定に始まり、わが国ではこれまで18の経済連携協定が発効している。物品貿易の推進に加えて、金融サービス、税関手続、投資、知的財産、競争、サービス、政府調達、人の移動、電子商取引といった様々な分野での自由化や円滑化を進め、国家間の経済関係の強化することがそのねらいである。連携協定の締結は、わが国に大きな経済効果をもたらし、市場アクセスの改善のための関税撤廃や削減からは、新たな貿易を生むという効果が期待されている。実際に貿易を行う事業者にとっては、こうした協定を十分理解したうえで、有効に活用してゆくことが望まれる。

▶ キーワード

経済連携協定, FTA, EPA, 市場アクセス, 関税

I はじめに

貿易統計によると2018年のわが国の貿易額は、輸出81兆4788億円、輸入82億7033億円となり、3年ぶりに1億2246億円の貿易赤字を記録した。第二次オイルショック後は一貫して貿易黒字を計上していたわが国であるが、2011年に2兆5647億円の赤字となり、その後2015年まで5年間赤字が続いた。2016年、翌17年と黒字を記録したが、2018年は再び赤字を記録した。この十数年の間でわが国の貿易に大きなうねりが見られる。

貿易活動は、戦後のわが国経済を牽引してきた。輸出産業と呼ばれた、鉄鋼、造船、自動車、電気機械、化学といった各産業は、国内だけではなく海外に販路を求め、輸出を伸ばした。国内生産の伸びは、さらなる投資活動を促し、雇用も増した。そんな貿易活動に変化が見えたのは、1980年代半ば以降である。折からの円高基調と相まって、製造業の海外現地生産が急速に展開した。メーカーによっては、国内生産や輸出を大幅に減らすこととなり、これに伴い、わが国の貿易構造も、完成品や消費財主体の輸出に代わり、部品や資本財の輸出割合が高まっていった。こうした企業活動のグローバル化は、個々の企業の努力もさることながら、投資受入国側の環境整備のおかげと言っても過言ではない。外国資本の受け入れといった政策立案といった側面も見逃すことはできないであろう。

国家・政府というものは、貿易政策の一環として他国との間で通商協定を締結し、民間業者の貿易活動を促している。わが国も1858年に締結された日米修好通商条約に始まり、今日に至るまで、数多くの国々との間で種々の協定を締結してきた。近年においては、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国の経済連携協定としてスタートした環太平洋経済連携協定（TPP）が、その後十数年を経て参加国を増やし、11カ国間の協定として2018年12月に発効した。またEUとの間でも同様の連携協定が2019年2月に発効した。協定国間に広大な自由貿易地域が形成されることによって、物の移動に関する国境でのコストが減じられ、貿易が促進されるものと期待されるだけでなく、サービス、投資といった様々な分野での連携促進が見込まれている。

本小稿では、これまでに締結されたわが国の経済連携協定の意義とその効果、今後の貿易取引における活用を検討してみたい。

II わが国の経済連携協定

国境通行料に起源を發するとも言われる関税を貿易品に賦課させるかどうかは、その国の貿易政策および貿易管理上重要な検討事項の一つである。関税賦課には、国家の財政収入と国内産業の保護という二つの目的がある。前者の目的に関してわが国の場合、関税収入は国税収入の2%弱であるが¹⁾、発展途上国によっては高い割合になっているところもある。

国際貿易で関税が問題となるのは、産業保護を目的とするものである。高税率の関税賦課といった貿易抑制措置は、相手国にとって懸念事項となり、報復的な関税措置がやがては二国間の経済紛争、さらには武力紛争へと発展したケースも歴史上散見される。こうした愚かな行動を悔いた世界各国は、関税をはじめとした貿易障壁を減じようと国際協定を結び、この問題の解決にあたった。第二次大戦後の所産である GATT（関税貿易一般協定）では、ラウンドと称される通商交渉によって、協定締約国間での関税の大幅削減が実現した。1995年には国際機関としての WTO が誕生し、物品の貿易以外にもサービスや知的所有権、投資といった新しい分野のルールの策定にもその活動を挙げた²⁾。

しかし、全会一致方式の多角的な通商交渉はやがて行き詰まりを見せ、2001年に始まったドーハ・ラウンドは今日までのところ妥結に至っていない。そこで世界の多くの国々は、二カ国間ないし複数国間の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を締結させ、直近の問題を解決させようとした。わが国も、WTO を軸にした多角的な通商交渉を原則としながら、FTA や EPA を模索している。2019年2月現在の日本の EPA や FTA、EPA 交渉の歴史は以下の通りである。

外務省のホームページには、発効済みの経済連携協定の概要³⁾ ならびに議定書等が公表されているので、それぞれの協定を発効順に概観する。

図表 1



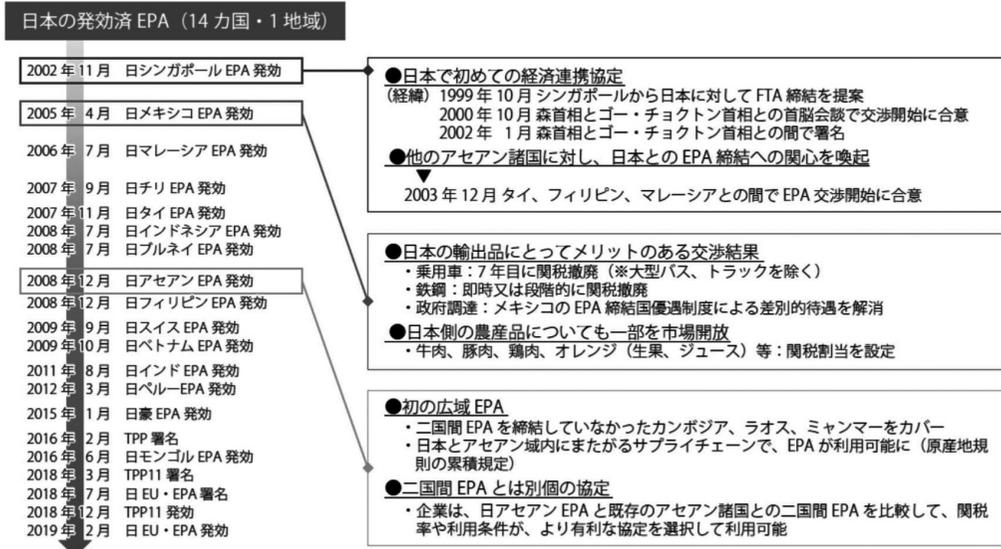
日本のEPA・FTAの現状
(2019年2月現在)

- 発効済・署名済▶18
シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、HEU・EPA
- 交渉妥結／実質合意▶1
日ASEAN・EPAの投資サービス交渉（実質合意）
- 交渉中▶4
コロンビア（交渉中）、日中韓（交渉中）、RCEP（交渉中）、トルコ（交渉中）
- その他（交渉延期中または中断中）
GCC、韓国、カナダ

(出所:外務省 HP「経済連携協定(EPA)/自由貿易協定」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/> 2019年11月28日検索)

図表 2

日本の EPA 交渉の歴史



(出所：『通商白書2019』, 315頁)

< 二国間経済連携協定 >

① 日・シンガポール EPA⁴⁾

2002年11月に発効した協定は、その後見直され、2007年9月に改正議定書が発効している。

市場アクセスの改善に関しては、日本側の鉱工業品（一部の石油・石油化学製品）ならびに農林水産品（マンゴー、ドリアン、アスパラガス、カレー調製品、製材、えび等）の即時又は段階的関税撤廃が挙げられている。シンガポール側は、協定締結時点で全品目の関税を撤廃済とある。これにより、わが国の対シンガポール輸出額の100%、対シンガポール輸入額の約95%が無税になる。

貿易以外の分野では、例えば金融サービスに関して、シンガポール側の改善点として、フル・バンク免許枠の拡大（1行分）、ホールセール・バンク（法人向け業務のみ）の免許発給数の制限撤廃、国境を越える証券取引の自由化拡大、日本側の改善点として、保険仲介サービスの自由化拡大、国境を越える証券取引の自由化拡大が挙げられている。

② 日・メキシコ EPA⁵⁾

2005年4月に発効した協定は、2008年9月に改正交渉が開始され、2012年4月に改正議定書が発効している。

市場アクセスの改善に関して、日本側の牛肉・豚肉・鶏肉・オレンジ・オレンジジュースの関税割当数量の拡大・枠内税率の削減等が、メキシコ側の自動車部品・インクジェットプリンタ用紙・みかんの関税撤廃、りんご・緑茶の関税割当ての新設が挙げられている。EPA 発効以降の貿易増大について、日・メキシコ間の貿易総額は2004年の7850億円から2013年には1兆3578億円へ拡大し、個別の品目について、同期間にメキシコから日本への豚肉ならびに牛肉の貿易量の伸び、日本からメキシコへの自動車ならびに自動車の部分品の貿易額の拡大が記されている。

③ 日・マレーシア EPA⁶⁾

2006年7月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の熱帯果実（マンゴー、マンゴスチン等）の即時関税撤廃、バナナの関税割当の設置、合板以外の林産品の即時関税撤廃が、マレーシア側のほぼ全ての鉱工業品につき10年以内の関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対マレーシア輸出額の約99%、対マレーシア輸入額の約94%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、投資（内国民待遇及び最恵国待遇の付与等）、サービス（自国の特定する分野において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇を約束）、知的財産（特許審査の迅速化等）、競争（反競争的行為に対する適切な措置の実施及び規制の分野での協力）、ビジネス環境の整備（苦情・照会の窓口となる連絡事務所を設置）、協力（農林水産業等の7分野での協力）が掲げられている。

④ 日・チリ EPA⁷⁾

2007年9月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の農林水産品であるギンザケ・マス、ワイン（ボトル）、林産品（合板等を除く）の即時又は段階的関税撤廃、牛肉・豚肉・鶏肉等の関税割当、ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内の関税撤廃が挙げられている。チリは、銅やモリブデン等の対日最大供給国でもあり、鉱物資源の安定供給確保に寄与することが期待されている。一方のチリ側では、わが国の輸出関心品目である緑茶・ながいも・柿・日本酒等の関税撤廃、日本側と同じくほぼ全ての鉱工業品につき10年以内の関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対チリ輸出額の99.8%、対チリ輸入額の90.5%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、投資（内国民待遇等、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備）、サービス（内国民待遇、最恵国待遇等の約束、関連規制等に関する透明性を確保）、政府調達（内国民待遇、無差別待遇等、及び手続の透明性の確保）、ビジネス環境整備（ビジネス環境整備について協議するビジネス環境整備小委員会を設置）、他に税関手続、金融サービス、商用目的での国民の入国及び一時的滞在、知的財産、競争等が掲げられている。

⑤ 日・タイ EPA⁸⁾

2007年11月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の熱帯果実（マンゴー等）、えび・同調整品の即時関税撤廃、鶏肉・同調製品の関税削減が、タイ側の鉱工業品（鉄鋼、自動車、自動車部品）の即時又は段階的関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対タイ輸出額の約97%、対タイ輸入額の92%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、税関手続（貿易の円滑化を図るための税関手続の透明化等）、相互承認（日タイの電気用品にかかわる適合性評価の結果を相互受け入れ）、サービス（タイ側の、製造業関連サービス等自由化の約束を改善）、投資（ほとんどの製造業分野において日本の投資家に対し、現状の投資政策をより制限的に変更する意向のないことを確認）、人の移動（日本側の一定の要件下でのタイ料理人等の入国・一時的滞在を約束、タイ側の就労目的の在留許可要件、就労に係る手続について約束）、知的財産（手続の簡素化・透明化等）、競争（両国競争当局の協力）、協力（農林水産業他9分野で協力）が掲げられている。

⑥ 日・インドネシア EPA⁹⁾

2008年7月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の鉱工業品（ほぼ全ての品目）、林産物（合板を除く）、えび・えび調製品の即時関税撤廃、熱帯果実（生鮮バナナ、生鮮パイナップル）等関税割当が、インドネシア側の自動車・同部品、電気・電子機器、温帯果実等の即時あるいは段階的関税撤廃、鉄鋼（自動車・同部品等の用途に供する輸入品）に対する免税措置が挙げられている。これにより、わが国の対インドネシア輸出額の約90%、対インドネシア輸入額の約93%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、投資（内国民待遇等の質の高い投資ルールを規定）、サービス（①金融、建設等の分野で更なる自由化を含む高い約束、②金融、コンピューター関連等進出済みの日本企業が与えられた条件の保護を確保）、自然人の移動（短期商用訪問者等の入国及び一時的な滞在を約束）、エネルギー・鉱物資源（安定供給に資する枠組みの提供、その他（税関手続、知的財産、競争、ビジネス環境整備、製造業他9分野での協力）が掲げられている。

⑦ 日・ブルネイ EPA¹⁰⁾

2008年7月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の鉱工業品（ほぼ全ての品目）、農林水産品（アスパラガス、林産品（合板等を除く）、えび等）の即時あるいは段階的関税撤廃が、ブルネイ側の鉱工業品（自動車、自動車部品、電気・電子製品、産業機械）農林水産品の即時ないし数年内あるいは段階的関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対ブルネイ輸出額の99.94%、対ブルネイ輸入額の99.99%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、税関手続（貿易の円滑化、当局間の協力・情報交換を促進）、投資（内国民待遇等投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備）、サービス貿易（市場

アクセス等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備)、エネルギー(エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化)、ビジネス環境整備(知的財産の保護及び政府調達市場の自由化、協議の枠組みとしてビジネス環境整備小委員会を設置)、協力(貿易投資促進他10の分野について協力を実施)が掲げられている。

⑧ 日・フィリピン EPA¹¹⁾

2008年12月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側のバナナ、水産物(キハダマグロ、カツオ)の5~10年内での関税撤廃・削減、パインアップルの関税割当が、フィリピン側のほぼ全ての鉱工業品の10年以内の関税撤廃、輸出関心品目(ぶどう、りんご、なし等)の即時関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対フィリピン輸出額の約97%、対フィリピン輸入額の約92%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、サービス(コンピュータ、流通等で自由化の約束)、投資(内国民待遇等)、知的財産(知的財産制度の透明性の向上等)、競争(反競争的行為に対する取組等)、ビジネス環境の整備(苦情・照会を可能とする委員会の設置)、協力(人材育成他10の分野)、人の移動(短期の商用訪問者等)が掲げられている。

⑨ 日・ベトナム EPA¹²⁾

2009年10月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の鉱工業品ほぼ全ての品目の即時関税撤廃、農林水産品のアクセス改善が、ベトナム側の鉱工業品や農林水産品のアクセス改善が挙げられている。これにより、わが国の対ベトナム輸出額の約88%、対ベトナム輸入額の約95%が10年間で無税になる。

包括的な連携促進分野として、税関手続(税関手続の簡素化の促進等)、衛生植物検疫措置(SPS)(協議メカニズムの設置)、強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)(協議メカニズムの設置)、自然人の移動(特定の分野について※発効後の追加的交渉の結果、看護師・介護福祉士候補者受入れを決定(2011年10月首脳会談))、サービスの貿易(基本ルールの強化)、知的財産(知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用)、競争(競争促進及び競争政策の強化等の協力促進)、協力(8つの分野において)、ビジネス環境整備(問題解決のための仕組みを設置)が掲げられている。

⑩ 日・スイス EPA¹³⁾

2009年9月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の鉱工業品(ほぼすべての品目)・農林水産品(インスタントコーヒー等)の即時関税撤廃、ナチュラルチーズ等の関税割当て、ワインの段階的関税撤廃が、スイス側の鉱工業品(全ての品目)・農林水産品(清酒等)の即時関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対スイス輸出額・輸入額の約

99%が無税になる。

包括的な連携促進分野として、原産地規則（第三者証明制度に加え、我が国の EPA では初めて認定輸出者による原産地申告制度の導入）、投資（投資の保護の強化及び自由化に関する規律。）、サービス貿易（WTO を大きく越える自由化の約束）、知的財産（保護・強化、模倣品等対策を含む権利行使の面での協力）、自然人の移動（スイス側は滞在許可証の人数制限を我が国には適用しないこと等）、税関手続（税関手続の透明性の確保、協力・情報交換の推進）、電子商取引（我が国の EPA では初めて電子商取引章を設置）、競争（競争当局の適切な措置を確認、当局間の具体的な協力手続等）、経済関係緊密化（小委員会の設置）が掲げられている。

⑪ 日・インド EPA¹⁴⁾

2011年8月に発効した協定では、市場アクセスの改善に関して、日本側の鉱工業品（ほぼ全ての品目）・農水産品（カレー、紅茶等）の関税撤廃が、インド側の鉱工業品（自動車部品、鉄鋼、電気電子製品、産業機械等）、農林水産品（盆栽、ながいも等）の関税撤廃が挙げられている。これにより、わが国の対インド輸出額の約90%、対インド輸入額の約97%が10年間で無税になる。

包括的な連携促進分野として、原産地規則（一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、我が国が輸出に関心を有する多くの産品については、より貿易促進的なルールを採用）、税関手続（手続の簡素化・調和及び取締り確保のための協力・情報交換）、サービスの貿易（市場アクセス及び内国民待遇に係る約束を WTO における約束水準よりも改善）、自然人の移動（短期の商用訪問者等に関し、WTO における約束水準を上回る約束、入国・滞在に係る要件及び手続の透明性の向上）、投資（内国民待遇等、投資自由化・保護を規定）、知的財産（十分に効果的かつ無差別的な保護を確保、権利取得に係る手続の簡素化の措置等）、協力（経済連携の強化を図ることを目的として、環境等の分野において協力を促進）、ビジネス環境整備（ビジネス環境の整備に資する仕組みを提供）、TBT・SPS（強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置）が掲げられている。

⑫ 日・ペルー EPA¹⁵⁾

2012年3月に発効した協定では、市場アクセスの改善品目として、日本側の鉱工業品（ほぼ全ての品目）・農林水産品（鶏肉等）、ペルー側の鉱工業品（乗用車等）、農林水産品（ながいも、りんご等）が挙げられている。これにより、わが国の対ペルー輸出額の99%以上、対ペルー輸入額の99%以上が10年間で無税になる。

包括的な連携促進分野として、原産地規則（第三者証明制度に加え、認定輸出者による原産地申告制度等を規定）、税関手続及び貿易円滑化（手続の透明性・通関の迅速化を確保する枠組み等）、国境を越えるサービスの貿易（内国民待遇等の原則の下、例外となる国内措置等を明確

化, WTO での約束を超えたサービス貿易自由化を約束), 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在 (短期商用訪問者, 企業内転勤者等), 政府調達 (内国民待遇等), 知的財産権 (十分にしてお効果的かつ無差別な保護, 財産権を行使のための措置, 並びに制度の運用における効率性及び透明性の促進), 競争 (反競争的な行為に対する規制措置等), ビジネス環境の整備, 協力 (貿易・投資の促進その他の分野), 投資 (既存の日・ペルー投資協定の規律), が掲げられている。

⑬ 日・オーストラリア EPA¹⁶⁾

わが国とオーストラリアとの間の貿易構造は典型的な垂直分業構造であり, オーストラリアからの輸入の大半は石炭, 石油ガス類, 鉄鉱石, 非鉄金属鉱, アルミニウム及び同合金, 原油及び粗油といった原燃料である。

2015年1月に発効した連携協定では, 市場アクセスの改善に関して, 日本側の鉱工業品 (ほぼ全ての品目) については, 即時ないし10年間で関税撤廃が挙げられるが, 農林水産品 (コメ, 小麦, 牛肉, 乳製品, ボトルワイン等) については, 関税撤廃等の対象から除外であるとか, 相当なる期間をかけての段階的関税削減, 関税割当, 将来の見直しが挙げられるに留まる。オーストラリア側では, 鉱工業品 (大部分の品目), 農林水産品 (全ての品目) につき即時関税撤廃が挙げられている。これにより, 発行後10年間で, わが国の対オーストラリア輸出額の約99.8%, 対オーストラリア輸入額の約93.7%の関税撤廃となる。

⑭ 日・モンゴル EPA¹⁷⁾

2016年6月に発効した協定では, 市場アクセスの改善に関して, 日本側では, 鉱工業品 (ほぼ全ての品目) について即時又は段階的関税撤廃, 農林水産品について一部の牛肉調製品等の関税割当, ペットフードの即時又は段階的関税撤廃が, モンゴル側では, 鉱工業品 (自動車・同部品, 一般機械), 農林水産品 (切り花等), 清酒及び焼酎について即時ないし段階的関税撤廃が挙げられている。これにより, わが国の対モンゴル輸出額の約96%, 対モンゴル輸入額の100%が10年間で無税になる。

わが国と連携協定を結んでいるこれら14か国との2018年の貿易額は, 輸出17億6562億円, 輸入20億3471億円であり, 貿易総額に占める割合は, それぞれ21.7%, 24.6%となり (図表3), わが国にとってそれぞれ重要な貿易相手である。14か国中8か国との間で輸入超過 (貿易赤字) を記録しているが, それらの国々とは原材料ないし燃料の輸入比率が高い。これに対して日本側が輸出超過を出しているのは, シンガポール, タイ, インド, メキシコ, フィリピン, モンゴルの6カ国であるが, 自動車をはじめとする工業機械製品が輸出の主な品目である。

二カ国間の連携協定は, 物品貿易に関して当該国との状況を踏まうえて, いっそうの貿易推進を図ったり, 新たな貿易を創造させたりしようとするねらいがある。また二カ国間の貿易

図表3

EPA 締結 14か国との貿易状況

百万円

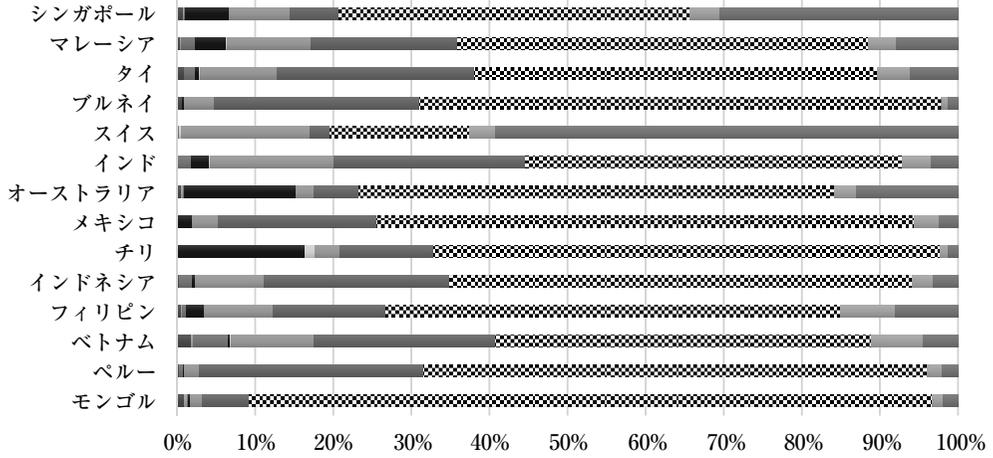
| | 輸出 | 輸入 |
|---------|------------|------------|
| シンガポール | 2,584,088 | 1,075,967 |
| マレーシア | 1,538,662 | 2,091,021 |
| タイ | 3,562,499 | 2,770,728 |
| ブルネイ | 10,964 | 258,607 |
| スイス | 416,564 | 857,321 |
| インド | 1,215,277 | 607,163 |
| オーストラリア | 1,886,230 | 5,052,790 |
| メキシコ | 1,282,938 | 699,842 |
| チリ | 220,165 | 800,343 |
| インドネシア | 1,743,075 | 2,378,912 |
| フィリピン | 1,243,163 | 1,152,433 |
| ベトナム | 1,814,163 | 2,335,237 |
| ペルー | 81,264 | 263,155 |
| モンゴル | 57,154 | 3,577 |
| 14か国計 | 17,656,206 | 20,347,096 |
| 総額 | 81,478,753 | 82,703,304 |
| カバー率 | 21.7% | 24.6% |

(貿易統計2018年分より集計)

で生じている問題の解決を目指すことも期待される。協定によって合意される関税撤廃や関税削減は、特に全二者に効果があると考えられるが、新規の貿易創造に関しては、わが国の側の輸出品として、清酒、焼酎といったいわゆる地元の特産品といった類のものや、農林水産物（盆栽、切り花、ながいも、りんご）といった、これまで国内での消費が主とされていたものが、新たに海外に市場を求めるといった形での市場アクセスの改善といったことが期待されている。

EPAは単なるFTAと異なり、物品貿易の推進のみならず、広い範囲での経済関係の連携・協力関係を結ぼうとするものである。市場アクセスの改善のための関税削減ないし撤廃に加えて数々の連携促進措置が設けられており、当該国ごとの状況が考慮されている。

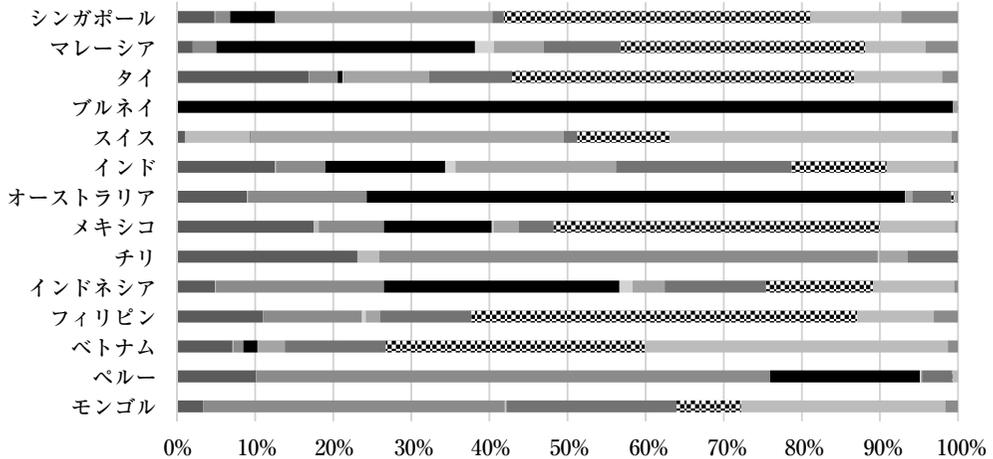
輸出品内訳



- 食料品及び動物
- 飲料及びたばこ
- 原材料
- 鉱物性燃料
- 動植物性油脂
- 化学製品
- 原料別製品
- ※ 機械類及び輸送用機器
- 雑製品
- 特殊取扱品

(貿易統計2018年分より集計)

輸入品内訳



- 食料品及び動物
- 飲料及びたばこ
- 原材料
- 鉱物性燃料
- 動植物性油脂
- 化学製品
- 原料別製品
- ※ 機械類及び輸送用機器
- 雑製品
- 特殊取扱品

(貿易統計2018年分より集計)

<多国間経済連携協定>

① 日・ASEAN 包括的経済連携協定¹⁸⁾

2008年12月から順次発効したこの協定の意義と概要については、「我が国初のマルチ EPA であり、我が国と緊密な関係を有する ASEAN との戦略的関係を強化するもの。本協定は、物品貿易の自由化・円滑化の他、知財・農林水産分野（違法伐採対策を含む）での協力や、サービス貿易及び投資の自由化・保護についての交渉継続につき規定。2016年、我が国企業等が輸出に際し AJCEP 特恵関税を利用したケースは約15000件に上る（原産地証明書発給数ベース）。」¹⁹⁾とある。

ASEAN を構成するいくつかの国々との間では、前述のとおり、すでに二国間の連携協定が結ばれているが、本協定はそれとは別の協定であり、「日本で製造した高付加価値部品を用いて ASEAN 域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み（二国間の EPA, AFTA）における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEP で、原産地規則における累積規定が日本及び ASEAN 域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。日本と ASEAN 域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとって AJCEP は非常に重要である。」と経済活動の実態に即した重要性が説かれている²⁰⁾。

その後、2010年10月にサービス貿易及び投資に関する規定についての交渉が開始され、2017年11月に閣僚レベルで交渉終結が確認され²¹⁾、2019年2月に日・ASEAN 包括的経済連携協定改定第一議定書の署名に関する決定が行われた²²⁾。

② 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定²³⁾

多数の国家間で締結された本協定は、i .21世紀型の新たなルールの構築、ii .中小・中堅企業、地域の発展への寄与、iii .長期的な、戦略的意義、を目指すものであり、アジア太平洋地域の成長・繁栄・安定に資するためのものである²⁴⁾。

2016年2月に12か国（と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナム、日本）が署名したが、2017年1月の米国の離脱宣言により、残りの11か国の間で検討され、2018年12月に TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）として発効した²⁵⁾。

市場アクセスの改善に関して、元の交渉参加12か国の関税撤廃率は95%～99%、農林水産品の即時撤廃は11か国（日本を除く）平均で84.5%、工業製品の即時撤廃率は品目数ベースで86.9%、日本側の工業製品即時撤廃率は品目数ベースで95.3%となった²⁶⁾。

政府は本協定の締結をもとに、政策大綱を発表したが、その中では、i .輸出促進によるグローバル展開推進、ii .TPP 等を通じた国内産業の競争力強化、iii .①農林水産業、②食の安全・安心、③知的財産、④政府調達、といった分野別施策の展開を目標として掲げた²⁷⁾。

③ 日・EU 経済連携協定²⁸⁾

28か国より構成される EU（ヨーロッパ連合）は、総人口5億人余、GDP17.3兆ドルの巨大経済圏である。2013年3月より連携協定の交渉開始が決定し、2018年7月署名、2019年2月に発効した。

市場アクセスの改善に関して、日本側工業製品については、i. 化学工業製品、繊維・繊維製品等の関税即時撤廃、ii. 皮革・履物につき11年目または16年目の関税撤廃が、EU側工業製品については、i. 現行税率10%の乗用車の8年目の関税撤廃、ii. 自動車部品の9割以上の関税即時撤廃（貿易額）、iii. 一般機械、化学工業製品、電気機器の約9割の関税即時撤廃（貿易額）が挙げられている。農林水産品について、日本側は、i. コメは関税撤廃・削減等の対象から除外、ii. 麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持、関税割当てやセーフガードを確保、iii. ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた、iv. 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保、とあり、EU側では、i. 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）、日本ワインの輸入規制の撤廃（醸造方法の容認、業者による自己証明の導入）、酒類の全ての関税を即時撤廃、農産品・酒類（日本酒等）に係る地理的表示（GI）の保護を確保などが挙げられている。その他の分野として、i. サービス貿易・投資分野の自由化、電子商取引安全性・信頼性確保のためのルールを整備、ii. 国有企业、補助金、知的財産、規制協力に関する21世紀型のハイレベルなルール作りが掲げられている²⁹⁾。

Ⅲ 連携協定の効果

連携協定の効果について、内閣官房 TPP 等政府対策本部が多国間連携協定である TPP に関して分析³⁰⁾をおこなった。それによれば「TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質 GDP 水準は+2.6%増、2014年度の GDP を用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれる。また、その際、労働供給は約80万人増と見込まれる。分析結果にある GDP 増等の効果は、一時的な需要増加ではなく、生産力の高まりである。TPPによる貿易・投資の拡大によって、生産性が上昇し、労働供給と資本ストックが増加することで、真に「強い経済」が実現することになる。」と、わが国のマクロ経済に与える経済効果が示されている³¹⁾。

日・EU EPAについても、同じく内閣官房 TPP 等政府対策本部が分析を行っており、「日 EU・EPAによって我が国の実質 GDP 水準は、日 EU・EPAがない場合に比べて約0.99%増加すると期待される。2016年度の実質 GDP 水準で換算すると、約5.2兆円の押上げになる。その際、労働は約0.45%増加すると見込まれており、これを、2016年度の就業者数をベースに人数換算すると、約29.2万人に相当する。」³²⁾と試算結果が公表されている。

連携協定の大きな柱である市場アクセスの改善に関しては、関税撤廃ないしは削減による各種商品の価格競争力の強化・向上が貿易を促進し「従来から行われていた貿易が更に拡大したり（貿易創造効果）域外国からの輸入が域内国からの輸入に転換されたり（貿易転換効果）する」³³⁾ことが期待されており、こうした効果が得られるであろうことは過年の分析でも指摘された³⁴⁾。ただその後の研究では、EPA 締結直後からの輸出入が順調に増加しているとは必ずしもいえず、関税以外の景気動向、為替レート、消費者の嗜好、販売ルートの確立等の様々な要因が影響しているとも指摘されている³⁵⁾。また関税以外の分野においても、輸出税の新設・維持の禁止、従価方式での手数料・課徴金の禁止、輸出入許可手続きの透明化、食料の輸出制限の規律強化といったことによる内国民待遇及び市場アクセスの改善が期待される³⁶⁾。

貿易とは国家間の経済活動であり、数々の商品が国家間を行き来する。こうした商品の行き来は、貿易に従事する当事者同士の取引活動によって実現するところが大きいのであり、取引活動が成立するかどうかは、個々の状況による。国家間の連携協定が締結されたとしても、そこでの仕組みを貿易業者が活用しなければ実りがない。上述の通り、連携協定の締結はわが国経済に大きな経済効果をもたらすと推察されるが、いずれの分析においても、協定締結後の官民の行動の重要性を謳っている。

こうした連携協定締結の効果が現実のものになるように、諸機関では推進活動に努めている。例えば、外務省は各地の商工会議所と共催で「連携協定の活用」に関するセミナーを繰り返し開催しているし、わが国の貿易振興、国際ビジネスにかかる情報分析・提供機関であるJETRO（日本貿易振興機構）でも、実践マニュアルや活用マニュアルを用意し³⁷⁾、連携協定の活用を促している。

連携協定の活用を促すために、こうした種々の取り組みの中で貿易活動を進めるにあたって留意すべきとして指摘されることは、次のようにまとめることができる。

i. 二国間協定であれ多国間協定であれ、関税撤廃ないし削減により商品の価格競争力が向上するかどうかは、低率な関税（ここでは特惠関税）が適用されるかどうかであり、そのような税率が設けられるかどうかは、締約国間の協議によって決まるのであって、当然そこには締約国の貿易政策上の意向が反映される。そもそも協定の許諾表に載らない商品には低率な関税が適用されない³⁸⁾。

ii. 低率な関税が適用されるにあたっては、締約国原産であることが要件となる。締約国の原産であることを判断するためのルールが原産地規則であり、品目別に決められた原産地基準に従って原産性が判断される。原産地基準は品目ごとに異なるので、それぞれの連携協定の原産地規則に関する十分な理解が必要となる³⁹⁾。

iii. 貿易取引を進めるにあたっては、種々のコストが発生する。商品の原産性を担保するための原産地証明手続きに係るコストもそうしたものの一つである。関税削減のメリットがこうしたコストによって相殺されないか確認する必要がある⁴⁰⁾。

iv. EPAに基づく輸入に関して、締約国輸入政府当局が産品の原産性に疑義を持った場合に確認を行う仕組みを「検認制度」というが、輸出者側ではこれに備えた準備をしておかなければならない。さらに、近年の連携協定では、原産性を証明するために従来の第三者証明制度に替えて、自己証明制度が導入されてきている。この制度の下では、検認の機会が増加するのではないとの指摘もあり、企業側ではしっかりとした対策が必要である⁴¹⁾。

IV 貿易取引の変容

現代の貿易取引の典型とされるのは、二国間の取引当事者間で行われる売買取引である。こうした貿易取引は、港を中心に行われてきた相対取引から、運送手段や通信手段の発達によって取引当事者が自らの営業所の領域から出ることなく行われる隔地取引へと移行するなかで、発展を遂げてきた。

伝統的な貿易品である農林水産品や鉱物資源を中心とした一次産品に加えて、工業製品が貿易品となることで状況が変わってきた。一部の工業製品は、その加工工程が多岐にわたり、それらの工程を複数の国々において行うようになった。それまでの、一国での生産で完成する産品が貿易品になるだけでなく、多国間における生産を経て完成する品が貿易品となる。また、産品によっては、生産国の異なる複数の原材料を組み立てて、完成品が生産される場合がある。こうした原材料の生産拠点の多様化、加工形態の複雑化によって多種多様な品々が国家間を行き来することになった。

貿易取引当事者間の関係を見ると、独立した企業間の単発的な取引に加えて、国ごとの工程間分業体制の確立によって長期かつ継続的な取引関係が維持され、その発展を基軸にするような親会社と子会社や親会社と関連会社といった、取引当事者間が言わば特別な関係にあるなかでの取引が活発に行われるようになってきた。ここでは取引交渉過程においても、古来の貿易取引における品質や数量、価格、決済方法をいかにして自分に有利にするかということよりも、生産活動がいかに円滑に行われるかということが中心課題となってくる。いわゆる SCM (Supply Chain Management) や最適地生産の考えに沿って、物の流れの視点からの貿易取引が議論されることになる。

昨今の連携協定は、まさにこうした締約国間での分業が行われたり、複数の国からなる原材料が組み合わせられたりするなかで貿易活動が行われる状況下での産物である。原材料を他国から調達する際に品目によっては関税が課せられることがある。関税とは、貿易物品に課される税金であるが、高率な関税はコスト増の要因であり、その結果当該物品の流入を抑制することになる。

関税率はその国の関税政策等に従って決定されるものであるが、基本となる税率に加えて種々のものがあり、さらに品目ごとにその税率が異なる。連携協定による関税撤廃や低税率の

適用は、国家の貿易政策、関税政策に基づき、当該国と合意されたものであり、基本の税率より低いものとなる。したがって、協定締約国との貿易物品にのみにそうした恩恵（特惠税率）が与えられるわけであるから、協定締約国の貿易物品であることを確認するために、物品の原産性を決定するためのルールが必要となる。昨今における経済のグローバル化を背景として、物品の生産が複数の国にわたって行われたり、複数の国で生産された原材料が持ち寄られて新たな物品が出来上がったという状況下では、原産性を判断するのは難しい作業となっている。

原産地規則とはこうした連携協定において対象となる製品の原産性を判断するための規則であり、製品の種類によって原産地基準が設けられる。連携協定の原産地基準は、1. 完全生産品、2. 原産品のみから生産される製品、3. 実質的変更基準を満たす製品の3つを想定するが、前述のように現代においては一つの製品が完成されるにあたり、複数の工程が複数の国・地域にまたがったり、複数の原材料を使用したりすることがあり、原産地基準を満たすことが難しいケースがある。非原産の材料を使って生産が行われる場合には、実質的変更基準が適用されるが、この基準を満たすことのできない製品については原産性を認める範囲を広げる救済的な規定である「累積制度」を設けられることがある。これは、TPPのような多国間連携協定を支え、強化するような制度であり、わが国政府もその意義を強調している。この制度の下では、締約国はまとめて一つの国のように扱われる。二国間協定では、生産国が締約国であるかどうかを判断するのであるが、多国間協定の累積制度の下では、締約域内を考え、域内での付加価値等を加算することで基準を満たせば良いということになる。したがって、基準を満たすために締約国内からの調達といった動きも出るであろう。こうした制度の活用も含めて連携協定を活用したサプライチェーンの再構築といったことが言われ、数々の事例が紹介されている⁴²⁾。

貿易取引は二国間の経済活動を基本とするが、現代においてはその活動が必ずしも二国間で完結するわけではなく、物品が複数国間を移動することで成り立っていることが多い。この場合、商流（売買）、物流（運送）、金流（金融）をいかにして円滑に流してゆくのかといった制度設計を検討しなければならず、連携協定の締結・存在は大きな条件変更となるだろう。わが国の連携協定交渉は、現在においても数か国との間で進められており、今後ともこうした枠組みの中で貿易取引が展開されてゆくものと思われる。

V 結びに代えて

多国間の連携協定は、締約国間の結びつきを強め、それら域内の貿易活動を促すことを一つの目的としているが、一方で、「EPA 特惠関税は、相手の国、地域の市場に流通させるために輸出する際に利用すると非常に便利だ」⁴³⁾との指摘は、こうした協定が、新たな市場アクセスの改善に伴う新規輸出製品の輸出創造といった側面に優位に作用することを示すものであろう。少子高齢化を背景に、今後のわが国の国内市場は狭小化が避けられない。大企業はもとよ

り、中小・中堅企業においても、海外市場に活路を見出さなければならなくなる。これまで海外取引とは無縁であったような企業であっても、ビジネスチャンス求めてゆくことが必要になるであろう。貿易取引の難しさは、異なる国であることから生じる異質性と遠い隔たりに起因する。取引当事者はこうした困難を克服してゆかなければならない。

2016年に海外展開を図る中堅・中小企業の支援策を提供するため、「新輸出大国コンソーシアム」が設立された。ここでは、輸出活動を取り巻く各種団体・機関（支援機関）から構成され、支援機関相互の緊密な連携と専門家による支援体制が構築される⁴⁴⁾。これまで、7,887社に会員証が発行され、421名の専門家配置、1,116の支援機関が参画しており（2018年9月21日時点）、2020年までに輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す等の目標達成に向けた動きが進捗中とのことである⁴⁵⁾。こうした取り組みによって、新たな輸出の創造が期待される。個々の分野については、例えば農林水産品・食品について、農林水産省が輸出額1兆円の目標を掲げ、経済産業省とともに支援活動を繰り広げている⁴⁶⁾。海外製品の流入を危惧し、TPP交渉には否定的な声が聞かれていたものの、日本製品の品質面での優位性やその特異性に加え、市場アクセスの改善により、輸出品となり得てきている。

わが国にとって貿易活動は、わが国経済を支える重要な経済活動の一つである。諸外国との円滑かつ自由な貿易活動がわが国の経済発展を促してきた。さらなる発展のためにも自由な貿易活動を促すような枠組みや仕組みが必要である。戦後のわが国は、GATT・WTO体制に基づく包括的な自由貿易体制の下で輸出入活動を伸ばしてきた。近年の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）のような、二国間ないし限られた複数国間での自由貿易を目指そうとの動きが主流となりつつある時代を迎え、実際の貿易活動を繰り広げる当事者にとってはこうした仕組みを十分理解し、活用してゆくことが求められよう。

注

- 1) 財務総合政策研究所『財政金融統計月報』第795号（2018年7月号）https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g795/795.htm（2019年11月28日検索）
- 2) 外務省 HP「WTO とは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/gaiyo.html>（2019年11月28日検索）
- 3) 外務省 HP「発行済み EPA について」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037893.pdf>（2019年11月28日検索）
- 4) 外務省 HP「日・シンガポール経済連携協定」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html>（2019年11月28日検索）、「日・シンガポール経済連携協定改定議定書」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/gitei.html（2019年11月28日検索）
- 5) 日・メキシコ経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty161_1.html（2019年11月28日検索）、日・メキシコ経済連携協定（改正反映版）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/index.html（2019年11月28日検索）
- 6) 日・マレーシア経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html（2019年11月28日検索）
- 7) 日・チリ経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/0703.html（2019年11月28日検索）

- 8) 日・タイ経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html (2019年11月28日検索)
- 9) 日・インドネシア経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 10) 日・ブルネイ経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 11) 日・フィリピン経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 12) 日・ベトナム経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 13) 日・スイス経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/torikime.html (2019年11月28日検索)
- 14) 日・インド経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 15) 日・ペルー経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/jyobun.html (2019年11月28日検索)
- 16) 日・オーストラリア経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001179.html (2019年11月28日検索)
- 17) 日・モンゴル経済連携協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m2/mn/page3_001094.html (2019年11月28日検索)
- 18) 外務省 HP, 日・ASEAN 包括的経済連携協定, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html (2019年11月28日検索)
- 19) 外務省 HP, 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定 (概要), <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264139.pdf> (2019年11月28日検索)
- 20) 経済産業省 HP, 日・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) - 総論 -, https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/asean/ (2019年11月28日検索)
- 21) 外務省 HP, 日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000480062.pdf> (2019年11月28日検索)
- 22) 外務省報道発表, 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定を改正する第一議定書」の署名, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007115.html (2019年11月28日検索)
- 23) 外務省 HP, 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html> (2019年11月28日検索), 外務省 HP, 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf> (2019年11月28日検索)
- 24) 内閣官房 TPP 等政府対策本部, 「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」平成27年10月, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf (2019年11月28日検索)
- 25) 内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP, TPP11協定の発効について, <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html> (2019年11月28日検索)
- 26) 内閣官房 TPP 等政府対策本部, 『T P P における関税交渉の結果』平成27年10月, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/12/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf (2019年11月28日検索)
- 27) 同上『総合的な T P P 等関連政策大綱』平成29年11月, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20171124_tpp_taikou.pdf (2019年11月28日検索)
- 28) 外務省 HP, 日 EU 経済連携協定, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html (2019年11月28日検索)
- 29) 外務省 HP, 日 EU・EPA 概要 (平成31年2月), <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf> (2019年11月28日検索)
- 30) 内閣官房 TPP 等政府対策本部, 『TPP 協定の経済効果分析』2015年12月, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunns eki02.pdf (2019年11月28日検索)
- 31) 同上, 「TPP 協定の経済効果分析について」(概要)http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunns eki01.pdf (2019年11月28日検索)
- 32) 同上, 『日 EU・EPA 等の経済効果分析』2017年12月, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20171221_eutpp_bunns eki.pdf (2019年11月28日検索)
- 33) 『通商白書2001』, 162頁。

- 34) 内閣府『経済連携協定・自由貿易協定（EPA/FTA）の効果（政策課題分析シリーズ2）』平成20年12月, <https://www5.cao.go.jp/keizai3/2008/1201seisakukadai02-0.pdf>, <https://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html> (2019年11月28日検索)
- 35) 鶴田仁「経済連携協定の効果分析－貿易転換効果と貿易創出効果の考察－」『貿易と関税』2018年8月号, 46頁。
- 36) 内閣官房 TPP 等政府対策本部, 「TPP 協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」, http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_merritt01.pdf (2019年11月28日検索)
- 37) JETRO 「EPA 活用法・マニュアル」, https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/#epa_fta (2019年11月28日検索)
- 38) 原俊彦「これだけは知っておきたい EPA/FTA - 要点と注意点 -」『貿易実務ダイジェスト』2010年11月号, 7頁。
- 39) 鷺尾紀吉「日本の EPA 推進と原産地規則」『中央学院大学商業論叢』第22巻第2号, 2008年2月, 94頁。
- 40) 今川博「特惠原産地規則における累積制度 - EPA 特惠制度を最大限に活用するために -」『貿易と関税』2017年5月号, 19頁。
- 41) 藤森陽子「EPA の検認制度と企業に求められる検認対策」『貿易と関税』2018年7月号, 2～17頁。藤森陽子「今後企業に求められる EPA の検認作業 - 企業秘密を守る -」『貿易と関税』2019年7月号, 2～20頁。
- 42) 嶋正和・麻野良二「メガ FTA がもたらす自由貿易経済における海外戦略」『貿易と関税』2015年2月号, 12～38頁。『通商白書2014』, 292～295頁。
- 43) 原俊彦, 「前掲論文」, 5頁。
- 44) 経済産業省『新輸出大国コンソーシアムについて』平成28年2月26日, https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/external_economy/shin_yushutsutaikoku/pdf/001_03_00.pdf (2019年11月17日検索)
- 45) TPP 等政府対策本部『総合的な TPP 等関連政策大綱 フォローアップ』平成30年12月, https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/pdf/20181228_tpp_seisakutaikoufollowup.pdf, <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html> (2019年11月17日検索)
- 46) 矢武正行「農林水産物・食品の輸出促進について」『貿易と関税』2019年8月号, 12～32頁。経済産業省原産地証明室「農林水産品の輸出における EPA 原産地証明手続の効率化・簡素化について」『貿易と関税』2019年10月号, 52～58頁。